

特記仕様書

1 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、本業務のみ適用する。

2 業務の目的及び概要

本業務はこれまでの調査結果により、侵入水対策が必要と判定されたエリアに対し、追跡調査を行うことによって、不明水の現状を把握し、削減業務を実施するための基礎資料とする。

- 1) 業務名 令和7年度 村単独事業 不明水テレビカメラ調査業務
- 2) 調査内容 本管テレビカメラ調査工 L=725.66m
報告書作成工 1式
- 3) 調査区域 別添図面のとおり
- 4) 履行期間 137日間

3 本管テレビカメラ調査

テレビカメラ調査においては以下に掲げる条件を満たすこと。

- 1) 調査内容は下水道維持管理指針実務編2014「公益社団法人日本下水道協会」に準ずること。
- 2) 調査時は、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」及び下水道管路管理「主任技士」もしくは「専門技士（調査）」の資格を有する職員が常駐のうえ、作業を行うこと。また作業の際は資格者証を携帯すること。
- 3) 調査時は直視側視式のテレビカメラを使用すること。

4 安全管理について

「労働安全衛生法」、「酸素欠乏等防止規則」及び「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。

また、マンホール内作業については、突発的かつ局地的な大雨に起因する事故が発生する危険性があるため、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）平成20年10月」等を参考に安全管理計画を作成し、業務を履行すること。

5 報告書作成工

1) 調査結果のとりまとめ

調査結果は、調査目的に叶う十分な内容を網羅し、分かり易く簡単に原資料と集計資料にとりまとめること。またとりまとめは、下水道管路管理「主任技士」の資格を有する職員が行うこと。

2) 今後の対策について

テレビカメラ調査については異常箇所をとりまとめ緊急度の診断を行うこと。また追跡調査及び対策が必要と判断された場合は、検討書についても作成すること。これらについては、下水道管路管理「総合技

士」の資格を有する職員が行うこととする。

3) 成果品

成果品は電子データとし、概要版を紙媒体で提出するものとする。その他必要な資料については、監督職員と協議し決定すること。